記入例

	客附金税	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	例由語書	
□ 面		TENTEN ON ON LINE		第五十五号の五様式
遊佐町長 殿	整理番号	ユサ゛フルサトハナコ	202400000000	壵
999-8301	l	遊佐 ふるさと花子		ラの
住 所 山形県飽海郡	八石	世代 かるさこ化丁		五棒
遊佐町遊佐字舞鶴 202 210	個人番号			式
電話番号 0234-72-4524	生年月日		1	附
・住所欄にはご寄付頂いた翌年の1月	1 日時点	の を識別するための番	:号4 用等に関する法	(附則第二条
居住地を記載してください。				一条
・記載住所に誤りがある場合には二重	線で消し			\mathcal{O}
新しい住所をご記入ください。		けようとするときは	欄に必要な事項	四 関
(注1) 上記に記載した内容に変更があっ 申請事項変更届出書を提出してくだ	人番号((マイナンバー)	を記入してくださ	V)
複数回寄付をした場合には、寄付1	件ごと	こ本申請書が必要	更になります。	
※複数の寄付を合算して申請するこ	ことのなり	ハようご注意くた	言さい。	
なお、複数回寄付頂いた際の添付書				
1. 当団体に対する奇附に関する事項			<u> </u>	
寄附年月日		寄附金額	į	
令和6年3月14日		30,00	0円	
2. 申告の特例の適用に関する事項				
申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び		る場合のみすることがで	きます。①及び②に該当	
申告の特例の適用を受けるための申請は、①及でする場合、それぞれ下の欄の□にチェックをして		る場合のみすることがで	きます。①及び②に該当	
	ください。		きます。①及び②に該当	
する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをして	ください。	例対象寄附者である	Z	
する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをして ① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規類 (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に表	ください。 定する申告特 見定する申告	例対象寄附者である 特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当	
する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをして ① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規類 (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に表	ください。 Eする申告特 見定する申告 を行わ な	例対象寄附者である 特例対象寄附者とは、(1 ない場合にチェッ	D)及び(2)に該当 上見 クを入れます	
する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをして ① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 込まれる者をいいます。 確定申告 (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年申告書を提出する義務がない者又は同法第121	ください。 定する申告特 現定する申告 を行わな 分の所得税 条 (第1項が	例対象寄附者である 特例対象寄附者とは、(1 い場合にチェッ こついて所得税法第 120条 こだし書を除く。)の規定	D D D D D D D D D D D D D D	
する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをして ① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に表 込まれる者をいいます。 確定申告 (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年	ください。 定する申告特 規定する申告 を行わる 分の所得税い 条(第1項が 2年の4月1日	例対象寄附者である 特例対象寄附者とは、(1 い場合にチェッ こついて所得税法第 120 条 こだし書を除く。)の規定 日の属する年度分の市町村	D D D D D D D D D D D D D D	
する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをして ① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 込まれる者をいいます。 確定申告 (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年申告書を提出する義務がない者又は同法第121 (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌	ください。 定する申告特 見定する申告 を行わる 分の所得税に 条(第1項だ 2年の4月1日 空除を受ける	例対象寄附者である 特例対象寄附者とは、(1 ない場合にチェッ こついて所得税法第 120条 こだし書を除く。)の規定 日の属する年度分の市町村民税	D D D D D D D D D D D D D D	
する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをして ① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 込まれる者をいいます。 確定申告 (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年申告書を提出する義務がない者又は同法第121 (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌ついて、当該寄附金に係る寄附金税額控除の対	ください。 定する申告特 見定する申告 を行わる 分の所得税い 条 (第 1 項が 2年の 4 月 1 日 空除を受ける みなされる確	例対象寄附者である特例対象寄附者とは、(1 ない場合にチェッ こついて所得税法第120条 こだし書を除く。)の規定 日の属する年度分の市町村 目的以外に、市町村民税 定申告書の提出を含む。)	D D D D D D D D D D D D D D	
する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをして ① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 込まれる者をいいます。 確定申告 (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年申告書を提出する義務がない者又は同法第121 (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌ついて、当該寄附金に係る寄附金税額控除の対書の提出(当該申告書の提出がされたものとご	ください。 定する申告特 見定する申告 を行わる 分の所得税い 条(第1項だ 2年の4月1日 空除を受ける みなされる確 定する要件に	例対象寄附者である 特例対象寄附者とは、(1 ない場合にチェッ こついて所得税法第 120 条 ただし書を除く。)の規定 日の属する年度分の市町村 目的以外に、市町村民税 定申告書の提出を含む。) 該当する者である	フを入れます クを入れます 第1項の規定による の適用を受ける者 対民税・道府県民税に ・・道府県民税の申告 を要しない者	
① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 (注) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年申告書を提出する義務がない者又は同法第121 (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌ついて、当該寄附金に係る寄附金税額控除の計書の提出(当該申告書の提出がされたものとご ② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定 (注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)	ください。 定する申告特 見定する申告 を行わな 分の所得税い 条(第1項だ 学院を受ける みなされる確 でする要件に に規定する	例対象寄附者である 特例対象寄附者とは、(1 い場合にチェッ こついて所得税法第 120条 こだし書を除く。)の規定 日の属する年度分の市町村 目的以外に、市町村民税 定申告書の提出を含む。) 該当する者である 要件に該当する者とは、	フを入れます 第 1項の規定による の適用を受ける者 対民税・道府県民税に ・ 道府県民税の申告 を要しない者	
① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 込まれる者をいいます。 確定申告 (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年申告書を提出する義務がない者又は同法第121(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌ついて、当該寄附金に係る寄附金税額控除の計事の提出(当該申告書の提出がされたものとご ② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定 (注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)	ください。 定する申告特 見定する申告 を行わる。 分の所得税に 条の4月1日 空除される確 でする要件に に規定する 自治体以	例対象寄附者である 特例対象寄附者とは、(1 い場合にチェッ こついて所得税法第 120条 こだし書を除く。)の規定 日の属する年度分の市町村 目的以外に、市町村民税 定申告書の提出を含む。) 該当する者である 要件に該当する者とは、	フを入れます 第 1項の規定による の適用を受ける者 対民税・道府県民税に ・ 道府県民税の申告 を要しない者	
① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規類 (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規類 (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規 込まれる者をいいます。 確定申告 (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年申告書を提出する義務がない者又は同法第121 (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌ついて、当該寄附金に係る寄附金税額控除の対書の提出(当該申告書の提出がされたものと ② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規類 (注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規類 (注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規類 (注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規類 1年間の寄付先自治体が「5」	ください。 定する申告特 見定する申告 を行わな 分の所得税に 条(第1項は 全際を受ける確 ななされる確 に規定する 自治体し ないでくださ	例対象寄附者である 特例対象寄附者とは、(1 (ハ場合にチェッ こついて所得税法第 120条 にだし書を除く。)の規定 日の属する年度分の市町村 目的以外に、市町村民税 定申告書の提出を含む。) 該当する者である 要件に該当する者とは、 下の場合チェッ	クを入れます。 第 1項の規定による の適用を受ける者 対民税・道府県民税に ・ 道府県民税の申告 を要しない者	
① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規類 (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規類 (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規 込まれる者をいいます。 確定申告 (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年申告書を提出する義務がない者又は同法第121 (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌ついて、当該寄附金に係る寄附金税額控除の対書の提出(当該申告書の提出がされたものと ② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規類 (注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規類 (注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規類 (注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規類 1年間の寄付先自治体が「5」	ください。 定する申告特 見定する申告 を行わな 分の所得税に 条(第1項は 全際を受ける確 ななされる確 に規定する 自治体し ないでくださ	例対象寄附者である 特例対象寄附者とは、(1 い場合にチェッ こついて所得税法第 120条 こだし書を除く。)の規定 日の属する年度分の市町村 目的以外に、市町村民税 定申告書の提出を含む。) 該当する者である 要件に該当する者とは、	クを入れます。 第 1項の規定による の適用を受ける者 対民税・道府県民税に ・ 道府県民税の申告 を要しない者	
① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 (注) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年申告書を提出する義務がない者又は同法第121 (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌ついて、当該寄附金に係る寄附金税額控除の対書の提出(当該申告書の提出がされたものとご ② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定 (注) 地方税法附別第7条第2項(第9項)に規定 (注) 地方税法附別第7条第2項(第9項)に規定 (注) 地方税法附別第7条第2項(第9項)に規定 (注) 地方税法附別第7条第2項(第9項)に規定 (注) 地方税法附別第7条第2項(第9項)に対 (注) 地方税法附別第7条第2項(第9可)に対 (注) 地方規律的規律的規律的規律的対 (注) 地方規律的規律的対 (注) 地方規律的規律的規律的規律的規律的規律的対 (注) 地方規律的規律的対 (注) 地方統計的規律的対 (注) 地方統計的規律的対 (注) 地方統計的規律的対 (注) 地方統計的規律的対 (注) 地方統計的規律的対 (注) 地方統計的規律的対 (注) 地方統計的対 (注) 地方的統計的対 (注) 地方的統計的対 (注) 地方的統計的対 (注) 地方的統計的対 (注) 地方的統計的対	ください。 定する申告特 見定する申告 を行わな 分の所得税に 条(第1項は 全際を受ける確 ななされる確 に規定する 自治体し ないでくださ	例対象寄附者である 特例対象寄附者とは、(1 (ハ場合にチェッ こついて所得税法第 120条 にだし書を除く。)の規定 日の属する年度分の市町村 目的以外に、市町村民税 定申告書の提出を含む。) 該当する者である 要件に該当する者とは、 下の場合チェッ	クを入れます。 第 1項の規定による の適用を受ける者 対民税・道府県民税に ・ 道府県民税の申告 を要しない者	
① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 込まれる者をいいます。 (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年申告書を提出する義務がない者又は同法第121(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌ついて、当該寄附金に係る寄附金税額控除の対害の提出(当該申告書の提出がされたものと ② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定 (注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定 (注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定 (注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定 (注) 地方税法附則第7条第2項(第9項) 1 年間の寄付先自治体が「5」 (切り取ら	ください。 定する申告特 見定する申告 を行わる 分の所得税に 条(第11日 空除をされる確 でする要件に に規定する 自治体し ないでくださ 金税額控除	例対象寄附者である 特例対象寄附者とは、(1 にい場合にチェッ こついて所得税法第 120条 こだし書を除く。)の規定 日の属する年度分の市町村民税 定申告書の提出を含む。) 該当する者である 要件に該当する者とは、 下の場合チェッ い。)	クを入れます。 第1項の規定による の適用を受ける者 対民税・道府県民税に ・道府県民税の申告 を要しない者 この申請を含め クを入れます 受付書	
① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 (注) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年申告書を提出する義務がない者又は同法第121 (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌ついて、当該寄附金に係る寄附金税額控除の対書の提出(当該申告書の提出がされたものとご ② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定 (注) 地方税法附別第7条第2項(第9項)に規定 (注) 地方税法附別第7条第2項(第9項)に規定 (注) 地方税法附別第7条第2項(第9項)に規定 (注) 地方税法附別第7条第2項(第9項)に規定 (注) 地方税法附別第7条第2項(第9項)に対 (注) 地方税法附別第7条第2項(第9可)に対 (注) 地方規律的規律的規律的規律的対 (注) 地方規律的規律的対 (注) 地方規律的規律的規律的規律的規律的規律的対 (注) 地方規律的規律的対 (注) 地方統計的規律的対 (注) 地方統計的規律的対 (注) 地方統計的規律的対 (注) 地方統計的規律的対 (注) 地方統計的規律的対 (注) 地方統計的規律的対 (注) 地方統計的対 (注) 地方的統計的対 (注) 地方的統計的対 (注) 地方的統計的対 (注) 地方的統計的対 (注) 地方的統計的対	ください。 定する申告特 見定する申告 を行わる 分の所得税に 条(第11日 空除をされる確 でする要件に に規定する 自治体し ないでくださ 金税額控除	例対象寄附者である 特例対象寄附者とは、(1 にい場合にチェッ こついて所得税法第 120条 こだし書を除く。)の規定 日の属する年度分の市町村民税 定申告書の提出を含む。) 該当する者である 要件に該当する者とは、 下の場合チェッ い。)	クを入れます。 第1項の規定による の適用を受ける者 対民税・道府県民税に ・道府県民税の申告 を要しない者 この申請を含め クを入れます 受付書	

受付団体名

山形県遊佐町